

< 小学校授業計画事例 >

1 単元名 新しい日本，平和な日本へ（戦後の改革と日本国憲法）

2 単元の目標

- 戦後の日本の変化の様子に関心をもち，進んで調べようとする。（関心・意欲・態度）
- 第二次世界大戦後，日本が民主国家として新たに出発し国民生活が向上するとともに，国際社会において重要な役割を果たしてきたことがわかり，日本のこれからの課題について考えることができる。（思考・判断）
- 戦後の日本の変化の様子を，生活用品の比較や身近な人々への聞き取りや映像資料などから調べることができる。（技能・表現）
- 戦後の改革が民主国家をめざしたことに気づき，一人ひとりの基本的人権を守るためには，国民一人ひとりの努力が必要であることを理解する。（知識・理解）

3 単元計画（5時間）

主 な 学 習 活 動		配時
1 戦後の改革と日本国憲法	○ 自分たちの願いをこめた新しい憲法をもとにして，日本国憲法の精神や柱，その理想について考える。（本時） ○ 日本国憲法の目的達成の努力について考える。（教科書が無償にする運動） ○ 民主的な国家を築くために行われた，戦後の新しい改革について調べる。	3
2 人々の努力で，ふたたび世界の中へ	○ 外国との関係や産業復興などから，戦後の発展の様子や課題について調べる。	1
3 東京オリンピックとその後の発展	○ オリンピックが開かれた頃の社会の様子や国民の思いや願いについて調べる。	1
4 これからの日本	○ 歴史学習で学んだことから，繰り返してはいけない問題や大切に伝えていきたいことについて自分なりの考えをもち，自分たちが行うべきことや今後の課題について交流する。 ○ 現代に残された課題について調べ，解決のために必要なことについて話し合う。	総合

4 本時の主眼

- 自分たちの願いをもとにして，日本国憲法の精神や国民主権・平和主義・基本的人権の尊重の三つの柱について考える。
- 日本国憲法の理想と目的達成のために自分たちができそうなことについて考え，発表し，交流することができる。

5 本時の展開

配時	学 習 活 動 と 内 容	教 師 の 支 援
10	1 前時までの学習を想起し、めあてを確認する。 ○資料ABCの学習（大日本帝国憲法が制定される頃から太平洋戦争が終わるまでの世の中の様子や変化）を振り返り、世の中の問題点を整理する。 ○戦後、日本国憲法が制定されたことを知る。	○ 資料Aの流れ図から、大日本帝国憲法(以下旧憲法)では天皇主権や国民の権利は制限されていたことを確認させる。 ○ 旧憲法の下で、被差別部落の人々の生活をはじめとして、政策の不十分さから貧困や差別などの問題が起こってきたこと、そして米騒動を発端として日本中を巻きこんだ社会運動が広がったことなどを想起させる。
	日本国憲法が人々の願いをかなえるものになったのか、自分たちの憲法案をもとに調べよう。	
25	2 自分たちが考えた新しい憲法案を発表し合い、考えを交流する。 (1) 新しい憲法に入りたい憲法案を短冊に書き、個別に発表する。 ○他のグループの考えをメモしながら聞く。 <予想される憲法例> ・国民中心の社会 ・選挙権は20歳以上の男女すべてが持つ ・軍隊をもたず、戦争をしない ・外国となかよくする ・差別をなくし自由で平等な社会 (2) 日本国憲法の精神や柱について考える。 ・「国民主権」 ・「平和主義」 ・「基本的人権の尊重」 ※あたらしい憲法のはなしから読みとる。	○ 旧憲法では国民の権利が保障されなかったことを伝え、新憲法を考える意欲を持たせる。 ○ その項目を入りたい理由や根拠を発表させる。 ○ 各憲法案に共通するところについて考えさせ、日本国憲法につなぐ。 ○ 資料Dを読み聞かせ、憲法の考え方や柱について知らせる。 ○ 自分たちの憲法の各案のまとまりがどの柱になっているか考え、旧憲法と比較して、民衆の願いをかなえるものになっていることに気づかせる。 ○ 資料Dは当時の中学校の教科書に載せられていたことを知らせ、国民に広く理解させたいというねらいに気づかせる。
10	3 本時を振り返り、憲法の理想と目的を達成するために、自分たちがどのように行動すればよいか考える。	○ 新しい憲法の下でも問題があることに気づかせ、自分たちができそうなことについて考えさせ、交流させる。

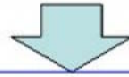


憲法が作られるまで

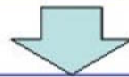
○自由民権運動が大きくなり、政府は国会を開くことを約束



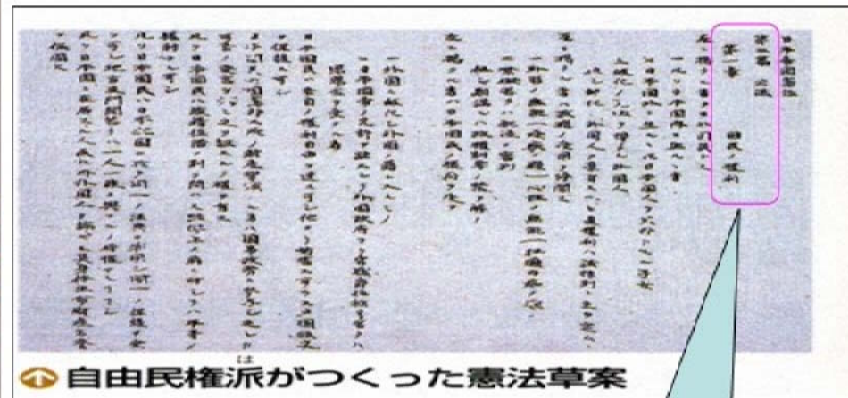
○板垣退助、大隈重信達は政党をつくる
○政党や各地の人々から、憲法の案が出される



○政府は伊藤博文を中心として、皇帝の権力が強いプロシア(現ドイツ)の憲法を基に憲法をつくる



○1889年「天皇が国民に与える」という形で発布



自由民権派の憲法草案では、国民の権利が第1番目に書かれているね

高まっていた人々の願いは届いたのだろうか？

大日本帝国憲法

- 第1条 日本は、永久に続く同じ家系の天皇が治める。
- 第3条 天皇は神のように尊いものである。
- 第4条 天皇は、国の元首であり、国や国民を治める権限を持つ。
- 第5条 天皇は、議会の協力で法律をつくる。
- 第11条 天皇が陸海軍を統率する。
- 第29条 国民は、法律の範囲の中で、言論、集会、結社の自由を持つ。

天皇は国・国民・軍隊・法律を作る権利などを持ち、国民の権利は非常に限られたものになっていた。

アジア・太平洋に広がる戦争

日清戦争 (1894～1895年)		日露戦争 (1904～1905年)	
 1894年(明治27)、朝鮮の支配をめくり、日本は中国(清)と朝鮮半島や東シナ海で戦争を始めました。	原因	 1904年(明治37)、日本は、朝鮮と遼州(中国の一部)の支配をめくって対立していたロシアと、戦争を始めました。	イギリス、アメリカの働きでロシアと戦争を始めた日本
朝鮮での権利をめくって争う日本と清、それを見かねるロシア			
日本の死者数と戦費 約1.7万人 死傷者 約2億円 戦費		約15万人 死傷者 約15億円 戦費	
下関条約 (やさしくしたもの) ■清は、朝鮮が独立国であることを認め、 ■清は、リャオトン(遼東)半島、台湾などを日本にゆずる。 ■清は、ばいしょう金を日本にはらう。	結果	ポーツマス条約 (やさしくしたもの) ■日本が朝鮮を指導・監視することをもとめる。 ■ロシアは、リョウシュン(旅順)、タリエン(大連)の権利、南満洲鉄道の権利、南樺太(サハリン)を日本にゆずる。 ■カムチャツカ半島沿岸の日本の漁業権を認め、	日露戦争の勝利により、日本に対する諸外国の評価は高まりました。しかし、条約の内容に不満をもつ人々により、日本国内では騒動もおきました。
日清戦争の勝利により、日本は朝鮮進出の足がかりを得ました。また、ばいしょう金の一部を使って、国内産業の発展をはかりました。(○7頁目)			

日清・日露の2つの戦争に勝ったことで、諸外国から認められるようになった反面、軍事力で近くの国々を植民地にし、日本の文化を強制するなど良くないことも多く起こった。

また、日本の犠牲も多かったことから戦後結んだ条約に不満を持つ日本国民も多かった。

その後

1914年	第1次世界大戦
1931年	満州事変(日本の自作自演)
1937年	日中戦争
1939年	第二次世界大戦
1941年	太平洋戦争
1945年4月	沖縄にアメリカ軍が上陸
1945年8月	原子爆弾投下・終戦

満州事変から太平洋戦争が終わるまで15年間戦争の世の中が続きました。日清戦争から数えると50年以上も命や生活を犠牲にしてきたといえるでしょう。



国家総動員法

食や個人の持ち物、学校へ行くことなど多くの権利が戦争のせいとなった。こども達は親元を離れ、田舎に疎開するなど生活は全て戦争のために制限された。

「ほしがりません 勝つまでは」
「日本人なら ぜいたくはできないはずだ」



戦争が終わる



1945年(昭和20)4月、アメリカ軍は沖縄へ上陸。沖縄全土が戦場となり、女子学生や中学生をふくむ9万4千人がなくなりました。



日本本土でも空襲やアメリカ軍の上陸による戦いが行われ、一般の人々も大勢犠牲になった。また、全世界では5000万人がなくなるといって大変痛ましい戦争になった。



自分たちの力で 世の中を動かそうとする人々の取組

普通選挙を求める運動

第1回帝国議会議員の選挙の時には、高額納税者(15円以上)しか権利を持っておらず、当時の国民の1.1%(およそ100人に1人)でした。

しかし、社会運動の高まりとともに「25歳以上のすべての男子」に選挙権が与えられるようになりました。

当時の平均年収(1年間の給料の合計)は
90円程度と考えられています。

女性解放の運動



左の絵は当時の女性の仕事や生き方を双六にしたもので、世の中で女性がどのような見方をされていたのか、どのような立場におかれていたのかということがよくわかります。

普通選挙が認められるようになっても、「全ての男子」であり、女性には認められていませんでした。

そこで、平塚雷鳥・市川房枝などが中心となり、社会的地位の向上や選挙権などの権利をもとめ運動を行いました。

あたらしい憲法のはなし

国民主権

国民全体の意見で，国を治めてゆくのがいちばんよいのです。つまり国民全体が，国を治めてゆく，これが民主主義の治め方です。

ですから，主権をもっている日本国民のひとりであるということに，ほこりをもつとともに責任を感じなければなりません。

平和主義

一つは，兵隊も軍隊も飛行機も，およそ戦争をするためのものは，いっさいもたないということです。

もう一つは，よその国と争いごとが起こったときは，けっして戦争によって相手を負かして，自分の言い分をとおそうとしないことを決めたのです。

基本的人権の尊重

人間らしい生活に必要なものが二つあります。それは「自由」ということと「平等」ということです。自分の好きなところに住み，自分の好きなところへ行き，自分の思うことをいい，自分の好きな教えにしたがってゆけることが必要です。

これらのことが人間の自由であって，この自由はけっして奪われてはなりません。

またわれわれは人間である以上みな同じです。みな同じであるならば，この世に生きてゆくのに差別を受ける理由はないのです。差別のないことを「平等」といいます。